

神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項一部改正理由書
教員組織と教育研究組織を分離することに伴い、所要の改正を行うものである。

神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項新旧対照表(案)

(新)

第1条～第3条 (略)

(職員)

第4条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 研究員

2 センター長と副センター長のうちいずれか1人は、理学研究科に配置された神戸大学の専任教授とする。

(センター長)

第5条 センター長は、理学研究科に配置された教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの事業を統括する。

3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、その者の年齢が70歳に達する日以降の最初の3月31日を超えて定めることはできないものとし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 (略)

(研究員)

第7条 研究員は、理学研究科に配置された教員をもって充てる。

第8条 (略)

(運営委員会)

第9条 (同右)

2 (同右)

3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) センター長が指名するセンターの研究員である教授若干名
- (3) 惑星学専攻に配置された教授1名
- (4) 理学研究科長が指名する理学研究科に配置された神戸大学の専任教授1人
- (5) その他運営委員会が必要と認めた者

4～7 (略)

(旧)

第1条～第3条 (略)

(職員)

第4条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 研究員

2 センター長と副センター長のうちいずれか1人は、理学研究科の専任教授とする。

(センター長)

第5条 センター長は、理学研究科の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの事業を統括する。

3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、その者の年齢が70歳に達する日以降の最初の3月31日を超えて定めることはできないものとし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 (略)

(研究員)

第7条 研究員は理学研究科に勤務する教員をもって充てる。

第8条 (略)

(運営委員会)

第9条 センターに、管理運営に関する重要事項を審議し、センター長及び副センター長の選考を行うため、神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、センターに係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター長及び副センター長の選考に関する事項
- (2) 研究員、協力研究員の選考に関する事項
- (3) 管理運営の基本方針に関する事項
- (4) センターの事業を推進するための企画等に関する事項
- (5) その他運管理運営に関する事項

3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) センター長が指名するセンターの研究員である教授若干名
- (3) 惑星学専攻教授1名
- (4) 理学研究科長が指名する理学研究科に勤務する神戸大学の専任教授1人
- (5) その他運営委員会が必要と認めた者

4～7 (略)

第10条～第14条（略）

附則（平成 年 月 日）

この要項は、平成28年10月1日から適用する。

第10条～第14条（略）